

グループホーム偕楽園

重要事項説明書

社会福祉法人 亀鶴会

グループホーム 偕楽園

「グループホーム偕楽園」

重要事項説明書

1 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

本事業は、認知症があつて要介護又は要支援の状態にある者（著しい精神症状や著しい行動異常がある者、急性期状態にある者を除く。）に対して、共同生活住居において、食事、入浴、排泄等の日常生活の援助及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

(2) 運営方針

ア 本事業所は、(1)の事業の目的達成のため、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保健医療・福祉関係者や行政機関等との密接な連携に努めます。

イ 本事業所は、明るく家庭的な雰囲気及び健全な環境の下での生活を確保するため、利用者の人格を尊重し、従業者との信頼関係を基調とする適切な処遇について、不断の努力を行います。

ウ 自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。

2 事業者・事業所の概要

(1) 事業者（法人）

法人名	社会福祉法人 亀鶴会
法人所在地	大分県別府市南莊園町4番38号
代表者氏名	理事長 三浦 広為
設立年月日	平成18年 12月 26日
連絡先	電話番号 0977-22-2515 FAX番号 0977-22-2516
他の介護保険関連事業	特別養護老人ホーム偕楽園 老人短期入所施設偕楽園 居宅介護支援事業所偕楽園 ヘルパーステーション偕楽園 24時間いつでもコール偕楽園 訪問看護ステーション偕楽園 看護小規模多機能型居宅介護偕楽園 住宅型有料老人ホーム エクラシア偕楽園

(2) 事業所

事業所の名称	グループホーム偕楽園
事業所の所在地	大分県別府市南荘園町4番32号
提供するサービス	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護
開設年月日	平成24年 4月 1日
事業所番号	4490200120
交通の便	亀の井バス 中津留バス停留所より徒歩10分
管理者氏名	【2階】伊藤 由貴 【3階】橋内 智和
連絡先	電話番号 0977-22-5553 FAX番号 0977-22-5554
計画作成担当者	【2階】姫野 さとみ 【3階】船底 純子
ユニット数・定員	2ユニット 18名(1ユニットにつき9名)

(3) 事業所の設備

居室の概要	18室 (全室個室、トイレ・洗面台・ベッド及び寝具付)
共用施設の概要	各ユニットに 台所1 食堂兼リビング1 トイレ3 洗面コーナー2 浴室1 (天然温泉) 機械浴室1 (2階のみ) 洗濯設備 エレベーター1基
建物の概要	構造 鉄筋コンクリート造4階建 (4階は屋上)
防犯防災設備・避難設備等の概要	非常出口誘導灯 消火器 自動火災警報装置 スプリンクラー 屋外避難階段
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3 職員の配置状況及び勤務体制 (主たる職員)

(1) 職員の配置状況

職員の職種	員数
管理者	1名
計画作成担当者	2名
介護職員	10名以上

(2) 勤務体制

職種	勤務体制
介護職員	7:00～13:30
	7:00～16:00
	8:30～17:30
	9:00～18:00
	9:00～15:30
	10:00～19:00
	10:30～19:30
	16:30～翌9:30
看護職員	8:00～17:00

4 サービスの内容

- ① ケアプラン（介護計画）の作成 ② 食事、入浴、排泄、着替え等の介助
③ 日常生活上の支援 ④ 日常生活の中での機能訓練 ⑤ 生活相談、健康相談
⑥ レクリエーション ⑦ 看取り介護 等

5 利用料

(1) サービスの利用料

【1割負担の場合】

介護度	1日当たりの介護費	1ヶ月当たりの介護費
要支援2	749円	22,470円
要介護1	753円	22,590円
要介護2	788円	23,640円
要介護3	812円	24,360円
要介護4	828円	24,840円
要介護5	845円	25,350円

【2割負担の場合】

介護度	1日当たりの介護費	1ヶ月当たりの介護費
要支援2	1,498円	44,940円
要介護1	1,506円	45,180円
要介護2	1,576円	47,280円
要介護3	1,624円	48,720円

要介護4	1,656円	49,680円
要介護5	1,690円	50,700円

【3割負担の場合】

介護度	1日当たりの介護費	1ヶ月当たりの介護費
要支援2	2,247円	67,410円
要介護1	2,259円	67,770円
要介護2	2,364円	70,920円
要介護3	2,436円	73,080円
要介護4	2,484円	74,520円
要介護5	2,535円	76,050円

※「1ヶ月当たり」の欄は、1ヶ月を30日で計算しています。

※その他の料金として、当事業所が厚生労働大臣の定める一定の基準を満たすことから、以下が加算されます。

《常時発生する加算について》

加算名	加算の内容	1割負担の場合
医療連携体制加算Ⅰ（ロ） 要支援者除く	事業所の職員として、看護師を常勤換算で1名以上配置している	1日につき 47円
サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）	介護職員の総数に占める介護福祉士資格者が60%以上の場合	1日につき 18円
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	1月につき 30円
栄養管理体制加算	管理栄養士（外部含む）が職員に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行った場合。	1月につき 30円
介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数（所定単位数）	所定単位数の 18.6%

《条件により加算されるもの》

初期加算	入居から30日間又、30日を超える入院の後、施設へ戻られた場合	1日につき 30円
入院時費用	入居者が入院された場合、所定単位数に変えて算定。但し、入院の初日及び最終日は除きます。（月に6日を限度）	1日につき 246円
口腔・栄養スクリーニング加算	入居時また、利用中6月ごとに入居者の栄養状態について職員が確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供した場合	1回あたり 20円
退居時相談援助加算	入居から1月を超える入居者が退居した場合に退居後のサービス等の相談援助を行った場合。退居後2週間以内に情報提供を行った場合。	1回につき 400円
退居時情報提供加算（Ⅱ）	医療機関へ退居する場合に医療機関に対して情報提供をした場合	1回につき 250円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者に対して特性やニーズに応じたサービスを行った場合	1日につき 120円
看取り介護加算	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (3) 死亡日の前日及び前々日 (4) 死亡日	1日あたり 72円 144円 680円 1,280円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が全体の50%以上。認知症介護実践リーダー研修の修了者を必要人数配置している場合	1日あたり 3円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（Ⅰ）の条件を満たし、事業所全体に対して認知症ケアの指導を実施。介護、看護職員事の認知症に関する研修計画を作成し、実施または実施予定の場合	1日あたり 4円
科学的介護推進体制加算	入居者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、また、サービスの提供に当たって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合	1月につき 40円

(2) 入居利用料 (1ヶ月当たり)

名 目	利用料
室料	40,500円
食材費	51,000円
管理共益費	23,400円
預り金管理費	500円
日用品	実費
オムツ代	別表の通り
理美容代	実費
居室電気料	実費

※食材費は、当日の食事回数に関わらず、一日分をお支払いいただきます。

※管理共益費には、共用部の水光熱費、清掃委託費、温泉設備管理費等が含まれます。

※月の途中の入退居の場合、室料及び管理共益費は日割りとし、食材費は提供分となります。

※その他、利用者の希望による特別なサービスの提供は実費とさせていただきます。

※預り金管理費は、小口や通帳等の貴重品をお預かりさせていただいた場合に徴収させていただきます。お預かりした預り金から各種必要物品等の購入代行、医療機関への支払い等を実施し、毎月利用料請求書とともに出納簿及び領収証を送付させていただきます。

(3) 入居時預り金

グループホーム入居時に、敷金として室料の3ヶ月分(121,500円)を別途お支払いいただき、退居時に、居室の原状回復費及び延滞料金がある場合に清算し、残金は返還させていただきます。

6 支払方法

翌月10日までに前月のグループホーム利用料請求書を作成し、それに基づいて請求させていただきますので、当月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

A 指定口座へ振込み

【指定口座】 大分銀行 別府支店 普通 6000956

【口座名義】 社会法人亀鶴会 理事長 三浦広爲

※振込み時に、振込み手数料が必要となります。

B 利用者が指定する金融機関口座から自動引落とし

利用した翌月の20日(金融機関休日の場合は翌営業日)に引き落とされます。

※事前に自動引落とし手続きをしていただきます。

7 協力医療機関

原嶋内科医院

医療法人慈愛会 向井病院

医療法人社団恒和会 友岡歯科医院

8 緊急時の体制

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した場合には、ご家族等あらかじめ届けられた緊急連絡先に連絡するとともに、主治医、協力機関と連携をとり、適切な対応を図ります。

9 非常災害対策

非常災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難誘導等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携し、避難訓練等を実施します。

10 苦情受付窓口担当者

苦情又はご意見・ご要望等、お気軽に担当者までご相談ください。

苦情受付窓口（担当者）

【2階】計画作成担当者

【3階】計画作成担当者

以下の公的機関でも、サービス等に関わる苦情を受け付けます。

別府市介護保険担当課	所在地 別府市上野口町1番15号 電 話 0977-21-1111 受付時間 9:00～17:00
大分県国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2丁目3番12号 電 話 097-534-8470 受付時間 9:00～17:00
大分県社会福祉協議会	所在地 大分市大津町2丁目1番41号 電 話 097-558-0300 受付時間 9:00～17:00

11 重度化した場合における対応及び看取りの体制

別紙の「重度化した場合における対応及び看取りに関する指針」等をもって説明させていただきます。

【契約に関わる重要事項の説明確認欄】

令和 年 月 日

グループホームの利用に当たり、利用契約書及び本書面に基づいて、重要事項及び「看取り指針」等の説明を行いました。

事業者	所在地	大分県別府市南荘園町 4 番 38 号	
	名称	社会福祉法人 亀鶴会	
事業所	所在地	大分県別府市南荘園町 4 番 32 号	
	名称	グループホーム偕楽園	
	管理者	伊藤 由貴	
		橋内 智和	印

説明者職名

説明者氏名

印

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から重要事項及び「看取り指針」等の説明を受け、同意しました。

利用者	住所		
	氏名		印

代理人	住所		
(選任した場合)	氏名		印
		(続柄)

身元引受人	住所		
	氏名		印
		(続柄)